㈣　経済産業大臣は、4の㈢の特定エネルギー供給事業者等による非化石エネルギー源の利用等の状況が4の㈠の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ、特定エネルギー供給事業者等がその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第八条及び第一二条関係）

5　政府は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用等を促進するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないこととした。（第一三条関係）

6　国は、再生可能エネルギー源の利用に要する費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、この法律の趣旨等について、国民の理解と協力を得るよう努めなければならないこととした。（第一四条関係）

7　経済産業大臣は、4の㈣の施行に必要な限度において、報告及び立入検査をさせることができることとした。（第一五条関係）

8　経済産業大臣は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進のための施策の実施に当たり、環境の保全に関する場合には、環境大臣と緊密に連絡し、協力して行うこととした。（第一六条関係）

9　この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、経済産業局長に委任することができることとした。（第一八条関係）

10　4の㈣の命令に違反した者に必要な罰則を定めることとした。（第一九条～第二一条関係）

11　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一八〇号）（財務省）

1　天皇陛下御在位二〇年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び一万円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、五〇〇円の貨幣は一、〇〇〇万枚、一万円の貨幣は一〇万枚とすることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

国事行為臨時代行名

平成二十一年七月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫

法律第七十号

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律

（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正）

第一条　石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律

第一条中「法律は」の下に「、非化石エネルギーを利用することが」を加え、「に資するため、石油代替エネルギー」を「及びエネルギーの使用に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることにかんがみ、非化石エネルギー」に改める。

第二条中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改め、同条第一号中「石油（原油及び揮発油、重油その他の経済産業省令で定める石油製品をいう。以下同じ。）に代えて」を「化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料（その製造に伴い副次的に得られるものであつて燃焼の用に供されるものを含む。）であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の物であつて、」に、「供される物」を「供されるもの」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「石油」を「化石燃料」に、「に代えて使用される」を「以外の」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改め、同条第二項中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に、「石油の」を「化石燃料の」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　経済産業大臣は、供給目標を定めようとするときは、あらかじめ、環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

第四条から第六条までの規定中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改める。

第七条第一項中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改め、同条第二項中「石油代替エネルギー源」を「非化石エネルギー源」に改める。

第八条から第十条までの規定中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改める。

第十一条中「石油代替エネルギーの」を「非化石エネルギーの」に改め、同条第一号中「石油代替エネルギー技術」を「非化石エネルギー技術」に改め、同号イ及びロ中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改め、同条第二号中「石油代替エネルギーに」を「非化石エネルギーに」に、「石油代替エネルギー技術」を「非化石エネルギー技術」に改め、「（第五号に掲げるものを除く。）」を削り、同条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条の次に次の一条を加える。

（環境大臣との関係）

第十二条　経済産業大臣は、非化石エネルギーの開発及び導入の促進のための施策の実施に当たり、当該施策の実施が環境の保全に関する施策に関連する場合には、環境大臣と緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

（中小企業信用保険法の一部改正）

第二条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の六第一項、第三条の七第一項及び第三条の八第一項中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改める。